

令和2年度諸会費等の免除（徴収猶予）について

横須賀高等学校の諸会費の免除については、次のとおりとなっております。
諸会費免除の申請をされる方は、令和2年7月31日までに事務室へ申請書類を御提出いただきますようお願いいたします。

1 免除の対象者

保護者等の令和2年度の市町村民税所得割と都道府県民税所得割の合計額が85,500円未満となる者。ただし、令和2年度神奈川県高校生等奨学給付金の受給者（生活保護を受給している世帯を除く）は対象となりません。

2 免除となる諸会費

P T A会費、教育援助費、図書視聴覚費、生徒会費、後援会費

3 免除の金額（予定）

月額1,760円×免除月数（年間21,120円）

（内訳）

P T A会費	月額320円	} 月額1,760円
教育援助費	月額540円	
図書視聴覚費	月額300円	
生徒会費	月額500円	
後援会費	月額100円	

4 免除の期間

会費等の免除となる事由が発生した月から令和2年3月まで

5 免除の申請

裏面をご覧ください。

問い合わせ先

事務室 高橋

電話（046）－851－0120

（祝日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで）

令和2年度諸会費等の免除に係る申請書類について

下記の書類を期限までに提出してください。

提出期限 令和2年7月31日

対 象	提 出 書 類
生活保護の規定による保護を受けている世帯	① 諸会費免除（徴収猶予）申請書 ② 生活保護受給証明書 ③ 84円切手添付の封筒 （封筒に住所・保護者名記入）
保護者等の令和2年度の市町民税所得割と都道府県民税所得割の合算額が85,500円未満となる者	① 諸会費免除（徴収猶予）申請書 ② 実情調書 ③ 令和2年度の市町村民税所得割と都道府県民税所得割がわかる書類（課税証明書等） ④ 84円切手添付の封筒 （封筒に住所・保護者名記入）

- ① 学校指定の用紙
- ② 学校指定の用紙
- ③ 課税証明書の場合、市役所・行政センター等で令和2年6月1日以降に発行されたものを御提出ください。
生活保護受給世帯の方で、生活保護受給証明書を就学支援金の申請に提出済みであれば、その受給証明書を諸会費免除申請にも使用できるので申請書の余白に「受給証明書は提出済み」と記載してください。
なお、証明書の所得控除欄の「配偶者」欄に金額がある方は、配偶者の方の書類の提出を省略することができます。ただし、市町村民税所得割額と都道府県民税所得割の合算額が8万500円以上8万5,500円未満の場合は配偶者の方の書類も必要になります。
- ④ 封筒は免除審査のうえ、決定・不決定通知をお送りするためのものです。